

【様式 3】

香川県会計規則第 184 条の 2 第 3 号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県立屋島少年自然の家
件名	香川県立屋島少年自然の家 草刈・剪定等業務
契約の相手方 (名称、所在地)	名 称：特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会 所在地：高松市元山町 1 1 9 3 番地 2
契約締結日	令和 7 年 5 月 1 2 日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第 184 条の 2 第 2 号に基づく随意契約の締結前情報【様式 2】に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが、上記の 1 事業所のみであり、当該事業所について契約の相手方として適当であるかどうかを、【様式 2】に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、適当であると認められたため。